

名寄市青少年表彰要領

平成 18 年 8 月 1 日施行

（目的）

第 1 条 この要領は、青少年の健全育成について顕著な功績があった団体、個人に対し、これを激励し、名寄市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が表彰する。

（表彰の対象者）

第 2 条 市内に在住する青少年（中学校に在籍する者からおおむね 20 歳代までの者）で、これらが、主として組織する団体、または個人で次の各号のいずれかに該当するもの。

- （1）青少年団体として、その構成が堅実で、運営がすぐれ、活動内容が青少年健全育成に寄与し、将来に期待ができること。
- （2）青少年団体の構成員として、団体活動に寄与し、青少年健全育成に多大な功績が認められるもの。
- （3）社会奉仕等のために尽力し、その功績が認められるもの。
- （4）学校生活、家庭生活において、他の模範となる行いをしたもの。

（推薦）

第 3 条 表彰対象者は、各関係団体・学校・職場等からの推薦によるものとする。

（表彰対象者の選考）

第 4 条 教育委員会は推薦書に基づいて、名寄市青少年問題協議会が設置する名寄市青少年表彰選考専門委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聞く。

- （1）選考委員会は、5 人で組織する。
- （2）選考委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- （3）選考委員会は、付議された事案について審議し、その報告を教育委員会に提出する。
- （4）選考委員会は、この報告を提出したときをもって解散する。

（決定）

第 5 条 教育委員会は、名寄市青少年表彰選考専門委員会の意見を聞き表彰を決定する。

（表彰の方法）

第 6 条 表彰は年 1 回行うこととし、表彰状及び記念品を授与する。

附 則

この要領は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

この要領の一部を平成 21 年 7 月 1 日から次のように改正する。

この要領の一部を平成 23 年 5 月 18 日から次のように改正する。

この要領の一部を令和 3 年 3 月 22 日から次のように改正する。

この要領の一部を令和 8 年 4 月 1 日から次のように改正する。

名寄市青少年表彰推薦のめやすについて

名寄市青少年表彰要領第2条における表彰の対象者について、円滑な運用を図るため推薦のめやすを設ける。

名寄市青少年表彰要領

第2条

市内に在住する青少年（中学校に在籍する者からを修了したおおむね20歳代までの者）で、これらが、主として組織する団体、または個人で次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 青少年団体として、その構成が堅実で、運営がすぐれ、活動内容が青少年健全育成に寄与し、将来に期待ができること。
- (2) 青少年団体の構成員として、団体活動に寄与し、青少年健全育成に多大な功績が認められるもの。
- (3) 社会奉仕等のために尽力し、その功績が認められるもの。
- (4) 学校生活、家庭生活において、他の模範となる行いをしたもの。

<推薦のめやす>

対 象		活動 年数	内 容
個人	社会人	概ね3年以上	・家庭や社会における諸々の障害を克服し、社会性や自立心を保ち積極的に活動する姿勢が、他の模範となるもの ・福祉活動やボランティア活動等に貢献し、功績が認められるもの ・青少年団体（含：スポーツ）の構成員又は、指導的立場において貢献し、今後も活躍が期待されるもの ・家庭や学校における日常生活において誠実、責任、友情、奉仕等の徳性が高く、生活態度が、他の模範となるもの ・地域社会において、勇気ある行動や隠れた努力を示すなどして貢献しているもの
	生徒 ・ 学生	概ね1年以上	・青少年表彰を得てから5年を経過し、上記に該当するもの - なお、受賞後もより顕著な功績が認められた場合は、この限りではない ・活動が2種以上にわたる場合は、活動年数を考慮することがある
団体	20歳代 まで	概ね3年以上	・福祉活動やボランティア活動等に貢献し、功績が認められるもの ・管内及び全道大会等において特出すべき運営成果、又は実績において受賞があったもの ・青少年表彰を得てから3年を経過し、上記に該当するもの - なお、受賞後もより顕著な功績が認められた場合は、この限りではない